

議案第18号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|----------------------------|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(報酬及び費用弁償の不支給)</u></p> <p><u>第7条 国及び地方公共団体の常勤の職員が、特別職の職員として委嘱され、又は任命されている場合には、その者の報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、その者</u></p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 略</p> |

の職務と関係がない場合については、この限りでない。

別表（第2条、第6条関係）

| 区分 | 報酬の額 | 内国旅行の旅費 |
|-----------|------------------|--|
| 略 | | |
| 略 | | 三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)に規定する旅費の例による。 |
| 略 | 予算の範囲内で町長が別に定める額 | |
| マイクロバス運転士 | | |
| 防災専門員 | | |
| 略 | | |

別表（第2条、第6条関係）

| 区分 | 報酬の額 | 内国旅行の旅費 |
|-----------|------------------|--|
| 略 | | |
| 略 | | 三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)に規定する旅費の例による。 |
| 略 | 予算の範囲内で町長が別に定める額 | |
| マイクロバス運転士 | | |
| 略 | | |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。